37

香川県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
香川県過疎地域における県税の特別措置条例	R3.7	◎産業投資促進計画に適合する旨の市町長の確認を受けていること。 ◎対象事業の用に供する家屋及び減価償却資産の取得価格 500 万円超。（対象事業、資本金の額により異なる）（個人の畜産業等については別に定める要件による） ◎対象事業：製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、畜産業(個人)、水産業（個人）	◎高松市（旧塩江町（経過措置））、観音寺市（旧豊浜町）、三豊市（旧詫間町、旧仁尾町、旧財田町）、さぬき市（旧津田町、旧大川町）、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町（旧綾上町）、琴平町、まんのう町	◎３年間 ◎課税免除	（関係市町の条例により、課税免除となる場合があります。）	◎取得時 ◎課税免除
香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例	H5.7	◎産業投資促進計画に適合する旨の市町長の確認を受けていること。 ◎対象事業の用に供する家屋等の取得価格の合計額 500 万円以上。（対象事業、資本金の額により異なる）（個人の畜産業等については別に定める要件による） ◎対象事業：製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、畜産業（個人）、水産業（個人）、薪炭製造業（個人）	◎伊吹島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、男木島、女木島、大島、本島、広島、手島、小手島、牛島、佐柳島、高見島 ※対象事業については、島ごとに異なる。	◎３年間 ◎課税免除	―	◎取得時 ◎課税免除
香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例	H27.12	◎地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けていること。 ◎設置した施設において、県内に住所を有している者５人以上（中小企業の場合、１人以上）を常時使用の従業者として新たに雇用すること。 ◎当該施設を構成する家屋及び減価償却資産の取得金額が 3,800 万円以上 （中小企業の場合、1,900 万円以上）	◎地域再生計画に定められた地方活力向上地域	◎３年間 ◎課税免除 （移転型の場合）	―	◎取得時 ◎課税免除 （移転型の場合） ◎減額 ・建物 0.4% ・土地 0.3% （拡充型の場合） ※土地の不動産取得税については、取得の日から１年以内に家屋の建設に着手した場合に限り、家屋の垂直投影面積部分のみが対象
香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例	H30.7	◎地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。 ◎事業について国の「先進性」の確認を受けていること。 ◎対象事業に係る家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が１億円超。 （農林漁業関連業種は 5,000 万円超）	◎地域未来投資促進法に基づく基本計画における促進区域（香川県全域）	―	―	◎取得時 ◎課税免除 ※土地の不動産取得税については、取得の日から１年以内に家屋の建設に着手した場合に限り、家屋の垂直投影面積部分のみが対象

〈補助金・助成金・奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
香川県企業誘致条例	H16.4	立地企業	◎工場 （製造業）	◎県内全域	◎１回目：土地を除く投下固定資産額５億円以上及び新規常用雇用者 10 人以上（新規常用雇用者は、交付申請時に 10 人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が 10 人以上であること）	◎投下固定資産額の 10% （投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５%） 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円	◎５億円
					◎２回目以降※：土地を除く投下固定資産額 10 億円以上及び新規常用雇用者 10 人以上（新規常用雇用者は、交付申請時に 10 人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が 10 人以上であること）	◎投下固定資産額の５% 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円 ※既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う工場を増設する場合は、2 回目以降の助成率が適用されます。ただし、新たに異分野の事業を行う工場、エネルギー関連産業の工場、サプライチェーン対策に資する工場については、1 回目の助成率が適用されます。	
			◎試験研究施設 （高度な工業技術やバイオテクノロジーに係る技術等を試験・研究する施設）	◎県内全域	◎１回目：土地を除く投下固定資産額５億円以上及び新規常用雇用者５人以上（新規常用雇用者は、交付申請時に５人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が５人以上であること）	◎投下固定資産額の 15% （投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は 10%） 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円	◎５億円
					◎２回目以降※：土地を除く投下固定資産額 10 億円以上及び新規常用雇用者（新規常用雇用者は、交付申請時に５人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が５人以上であること）	◎投下固定資産額の 10% （投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５%） 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円 ※既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う試験研究施設を増設する場合は、2 回目以降の助成率が適用されます。	

			◎物流拠点施設（賃貸目的を除く）	◎県内全域	◎１回目：土地を除く投下固定資産額５億円以上及び新規常用雇用者10人以上（新規常用雇用者は、交付申請時に10人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が10人以上であること）	◎投下固定資産額の10% （投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５%） 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11人目以降の新規常用雇用者数×50万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100万円	◎５億円
					◎２回目以降※：土地を除く投下固定資産額10億円以上及び新規常用雇用者10人以上（新規常用雇用者は、交付申請時に10人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が10 人以上であること）	◎投下固定資産額の５% 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ・11人目以降の新規常用雇用者数×50万円 ・51 人目以降の新規常用雇用者数×100万円 ※既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う物流拠点施設を増設する場合は､2回目以降の助成率が適用されます。	
			◎情報処理関連施設（情報処理サービス業､ソフトウェア業､インターネット附随サービス業､クリエイティブ産業※） ※映像情報制作･配給業、音声情報制作業、広告制作業、デザイン業（デジタルコンテンツのデザイン制作に限る。）	◎県内全域	◎１回目：新規常用雇用者５人以上（新規常用雇用者は交付申請時に５人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が５人以上であること）	◎土地を除く投下固定資産額の15%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は10%） ◎事務所賃借料の50%（５年間） ◎通信機器賃借料の50%（１年間） ※事務所賃借料、通信機器賃借料についてはそれぞれ年 2,000 万円を限度とする。 ◎６人目以降の新規常用雇用者数×50万円（３年間､ただし２年目以降は純増分のみ）	◎３年間で５億円
					◎２回目以降※：新規常用雇用者５人以上（新規常用雇用者は交付申請時に５人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が５人以上であること）	◎土地を除く投下固定資産額の10%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５%） ◎事務所賃借料の50%（５年間） ◎通信機器賃借料の50%（１年間） ※事務所賃借料、通信機器賃借料についてはそれぞれ年 2,000 万円を限度とする。 ◎６人目以降の新規常用雇用者数×50万円（３年間､ただし２年目以降は純増分のみ） ※既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う情報処理関連施設を増設する場合は、２回目以降の助成率が適用されます。	
			◎情報処理関連施設（コールセンター、データセンター､事務処理センター）	◎県内全域	◎１回目：新規常用雇用者 10 人以上（新規常用雇用者は交付申請時に 10 人以上在職し、かつ交付申請時前６	◎土地を除く投下固定資産額の15%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は10%） ◎事務所賃借料、通信回線使用料の50%（３年間） ◎通信機器賃借料の50%（１年間）	◎３年間で５億円

					か月の毎月末における在職者数の平均が10人以上であること）	（通信回線使用料、通信機器賃借料については知事の認めるものに限る。） ※事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料についてはそれぞれ年 2,000万円を限度とする ◎11 人目以降の新規常用雇用者数×30万円（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ）	
					◎２回目以降※：新規常用雇用者10人以上（新規常用雇用者は交付申請時に 10 人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が10人以上であること）	◎土地を除く投下固定資産額の10%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５％） ◎事務所賃借料、通信回線使用料の50%（３年間） ◎通信機器賃借料の50%（１年間） （通信回線使用料、通信機器賃借料については知事の認めるものに限る。） ※事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料についてはそれぞれ年 2,000万円を限度とする ◎11 人目以降の新規常用雇用者数×30万円（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ） ※既に助成金の交付を受けている事業所内で、同じ事業を行う情報処理関連施設を増設する場合は、２回目以降の助成率が適用されます。	
			◎観光施設	◎県内全域	◎土地を除く投下固定資産額１億円以上及び新規常用雇用者30人以上 ※複合観光施設は 50 人以上 （新規常用雇用者は交付申請時に 30(50) 人以上在職し、かつ交付申請時前６か月の毎月末における在職者数の平均が 30(50) 人以上であること）	◎投下固定資産額（家屋）の10%（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ） ◎投下固定資産額（償却資産）の20%（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ） ◎知事が認めた家屋及び償却資産に係る年間賃借料の50%（３年間、各年の上限5,000万円） ◎新規常用雇用者数×30万円（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ） ◎新規短時間労働者数×15万円（３年間、ただし２年目以降は純増分のみ）	◎３年間で５億円 （複合観光施設は全体で５億円）
			◎地方拠点強化施設	◎県内全域	◎１回目：新規常用雇用者５人以上 （期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。）	◎土地を除く投下固定資産額の15%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は10%） 【県有地については工事の着手の日前３年以後に取得した土地代含む】 ◎事務所賃借料の50%（５年間） ◎通信機器賃借料の50%（１年間） ◎事務所改装費の50% ◎11 人目以降の新規常用雇用者数×50万円 ◎51 人目以降の新規常用雇用者数×100万円 ◎新たに香川県において住民登録する者の数×30万円	◎３年間で５億円
					◎２回目以降※：新規常用雇用者５人以上 （期間の定めのな	◎土地を除く投下固定資産額の10%（投下固定資産額が 10 億円を超える部分に対する助成率は５％） 【県有地については工事の着手の日前３	

					い労働契約を締結している従業者に限る。）	年以後に取得した土地代含む】 ◎事務所賃借料の 50%（５年間） ◎通信機器賃借料の 50%（１年間） ◎事務所改装費の 50% ◎11 人目以降の新規常用雇用者数×50 万円 ◎51 人目以降の新規常用雇用者数×100 万円 ◎新たに香川県において住民登録する者の数×30 万円	
		工業団地整備を行った民間事業者	◎民間事業者による工業団地整備	◎県内全域	◎民間事業者による工業団地整備で以下の要件を満たすもの ・分譲可能面積が５ha 以上 ・工場、試験研究施設、物流拠点施設、データセンター等の立地用地 ・事業採算性、企業立地の見通しがあること	◎分譲用地を除く公共施設（工業団地内の道路、公園・緑地、上水道・工業用水道、下水道・排水施設、調整池等）の土地取得費と工事整備費の１／２	◎５億円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
工場等立地促進資金	S57.12	立地企業	◎１年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者であって、香川県企業誘致条例に規定する工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設を県内で新設又は増設するもの及び県内の既存の工場等を取得するもので、一定の要件を満たしている方	◎県内全域	◎工場等の整備に必要な設備資金	◎融資利率 固定　1.80%以内 ◎保証料率 信用保証利用（任意）の場合 0.40%～1.55% ◎融資期間 10 年以内 （据置期間３年以内を含む） ◎担保・保証人 金融機関・保証協会の定めるところによる	◎所要資金の２／３の額又は５億円のいずれか低い額以内
物流施設整備促進資金	S57.12	立地企業	◎１年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又はこれと同等以上の業歴を有すると認められる中小企業者であって、別途定める特定地区内及び香川県物流拠点施設整備基本計画に定める整備地区内において、物流施設を新設又は増設するもの及び県内の既存の物流施設を取得するもので、一定の要件を満たしている方	◎工場適地 ◎工業地域・工業専用地域 ◎農工地区 ◎工業団地 ◎知事特認地区 ◎香川県物流拠点施設整備基本計画に定める整備地区	◎物流施設の整備に必要な設備資金	◎融資利率 固定　1.80%以内 ◎保証料率 信用保証利用（任意）の場合 0.40%～1.55% ◎融資期間 10 年以内 （据置期間３年以内を含む） ◎担保・保証人 金融機関・保証協会の定めるところによる	◎所要資金の２／３の額又は１億円のいずれか低い額以内 （知事が必要と認める場合にあっては、３億円以内）